

長野市放課後子ども総合プラン事業
安全管理に関する基本的事項

令和4年3月第2版（改訂版）

参考資料

1 様式

- (1) 児童館等におけるインフルエンザ等感染症発生速報兼臨時休業報告（様式1）
- (2) 傷害・事故発生報告書（様式2）
- (3) 放課後児童健全育成事業事故報告様式（様式3）

2 資料

- (1) 放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて
（平成30年7月11日付け子発0711第1号・30生社教第4号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱連名通知）
- (2) できていますか？衛生的な手洗い
- (3) 咳エチケット違反してませんか？
- (4) 冬は特にご注意！ノロウイルスによる食中毒
- (5) 熱中症予防のために
- (6) 異物に対する救命手当（長野市消防局 救命講習会用テキストから）

3 新型コロナウイルス感染症関係資料

- (1) 感染拡大防止へのご協力をお願いします（首相官邸ホームページから）
（※）今まで出されている通知・資料を確認するとともに、常に最新の情報（通知・資料等）に更新して対応すること。

(様式1)

児童館等におけるインフルエンザ等感染症発生速報 兼 臨時休業報告

(年 月 日() 時 分現在)

施設名			
館長・施設長名		電話番号	
感染症の種類 該当箇所○	インフルエンザ・はしか・おたふくかぜ・風しん・みずぼうそう・マイコプラズマ・ 感染性胃腸炎・その他()		
発生年月日	年 月 日 () ※終息するまでは同じ日付が入ります		
学年	登録 児童数	上記感染症と診断された 者の数(疑いを含まない)	罹患率 ($b \div a \times 100$)
1			/
2			
3			
4			
5			
6			
児童数計	a	b	%
職員(館長含)			/
職員(代替)			
備考 (児童・保護者への連絡事項、 館の行事等)			

臨時休業報告

臨時休業期間 (休業が決定した翌日から起算)	日間	月 日 ~ 月 日(土日・祝祭日含む)
臨時休業の要件に該当するため、上記の期間について施設を臨時休業することを報告いたします。		
館長・施設長名		

注意事項

- ※1 インフルエンザ等感染症と診断された者が1名でも発生した時点で報告し、終息するまで毎日報告すること。
- ※2 学年・学級閉鎖の場合でも、登録児のインフルエンザ等感染症と診断され欠席している数を確認して報告すること。
- ※3 本報告書は、感染症の種類ごとに作成し、報告すること。
感染症の種類: インフルエンザ、はしか、おたふくかぜ、風しん、みずぼうそう、マイコプラズマ、感染性胃腸炎など

(様式2)

第 報

傷害・事故発生報告書

長野市長 あて

年 月 日

事業者名 _____

施設名 _____

館長・施設長 _____

報告事由	<input type="checkbox"/> 首から上のけが <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他（医療機関の受診）					
発生日時	年 月 日		午前・午後 時 分頃			
児童氏名性別 生年月日	氏名	ふりがな		性別	学年	生年月日
				男・女		年 月 日
発生場所						
発生時の状況 <small>（当日来所時からの健康状況を含め、時系列で可能な限り詳細に記入）</small>						
受傷部位			傷病名	※診断上の正式名称でなくても構いません。		
傷病程度 （見込）	入院	日程度	通院回数 （見込み）	回程度	手術	有・無
発生時の対応	対児童					
	対保護者					
事故発生要因						
今後の改善点 再発防止策						
病院等	名称				氏名	続柄
	住所				住所	
	電話番号				電話番号	

(様式3)

放課後児童健全育成事業 事故報告様式 (Ver.2) *水色枠内はプルダウンメニューから選択してください

事故報告日				報告回数				
自治体名				事業所名				
所在地				事業開始年月日				
設置者 (社名・法人名・自治体名等)				事業者				
登録児童数	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	計	
放課後児童支援員等数				名	うち補助員数			名
うち放課後児童支援員数				名				
クラブの実施場所	<input type="checkbox"/> 学校の余裕教室・ <input type="checkbox"/> 学校敷地内専用施設・ <input type="checkbox"/> 児童館・ <input type="checkbox"/> その他()							
建物その他の設備の規模および構造	専用区画	m ²	1人当たり	m ²	その他	m ²	合計	m ²
	建物の構造:			造	建物の階数:		階	建の階
発生時の体制	児童数	名	放課後児童支援員等数	名	うち放課後児童支援員数			名
事故発生日				事故発生時間帯				
児童の年齢	学年			利用開始年月日				
児童の性別				事故誘因				
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況				
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位				
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】							
	【病状】							
	【既往症】				病院名			
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)								
発生場所								
発生時状況								
発生状況 (当日来所時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)								
当該事故に特徴的な事項								
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)								

- ※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生日(遅くとも事故発生日翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。
- ※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自自治体へ報告してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
- ※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

放課後児童健全育成事業 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目		記載欄【選択肢の具体的内容を記載】	
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無		(具体的内容記載欄)	
	事故予防に関する研修		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	職員配置		(具体的内容記載欄)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	遊具の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	玩具の安全点検		実施頻度()回/年	(具体的内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
環境面 (育成支援の状況等)	育成支援の状況			
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
人的面 (放課後児童支援員等の状況)	対象児の動き		(具体的内容記載欄)	
	担当職員の動き		(具体的内容記載欄)	
	他の職員の動き		(具体的内容記載欄)	
	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項			
	改善策【必須】			
【所管自治体必須記載欄】 事故発生の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。				

《事故報告様式送付先》

●厚生労働省子ども家庭局 保育課(子育て支援課)健全育成推進室(FAX:03-3595-2749 Email:clubsenmon@mhlw.go.jp)

(こちらへも報告してください)

●消費者庁消費者安全課 (FAX:03-3507-9290 Email:i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)

子 子 発 0711 第 1 号
30 生社教 第 4 号
平成 30 年 7 月 11 日

各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部（局）長
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会主管部（局）長

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（ 公 印 省 略 ）
文部科学省生涯学習政策局社会教育課長事務取扱
（ 公 印 省 略 ）

放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて

日頃より、放課後児童対策の推進に御尽力、御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、新潟市において、下校途中の小学生が被害に遭う痛ましい事件が発生したことを踏まえ、「登下校防犯プラン」（平成 30 年 6 月 22 日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）において、放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全確保に努めていただくよう、お願いしたところです。

このたび、「登下校防犯プラン」を踏まえ、放課後等に児童が来所する放課後児童クラブ等において、来所・帰宅時の安全対策を講じるため、「放課後児童クラブ（児童館）への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（平成 17 年 12 月 14 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）を改訂し、別添のとおり児童館や放課後子供教室においても利用可能な安全点検リストを作成いたしました。本安全点検リストを管内市区町村、放課後児童クラブ、児童館等に十分に周知いただくとともに、本安全点検リストを参考に、放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全確保を十分に実施できているか再度点検等を行い、児童の安全確保に努めていただくようお願いいたします。

本通知の発出に当たっては、警察庁にも協力依頼を行っていることを申し添えます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。また、「放課後児童クラブ（児童館）への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（平成 17 年 12 月 14 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）は、本通知の施行に伴い廃止いたします。

[別添] 放課後児童クラブ等への来所・帰宅時 における安全点検リスト

(放課後児童クラブ用)

放課後児童クラブにおける点検項目

1 運営、研修等に関わる点検項目

- 1. 放課後児童クラブの運営主体は、「放課後児童クラブ運営指針」や自治体の指針等を踏まえて、児童の来所・帰宅時の安全確保に関する計画及びマニュアルを策定し、放課後児童支援員等に周知しているか。
- 2. 児童の来所・帰宅時の安全確保に関する計画及びマニュアルを児童、保護者に周知し、実際に活用できるよう定期的に見直しているか。
- 3. 自治体等が主催する児童の安全に関する研修等に参加しているか。
- 4. 自治体や教育委員会、学校等と来所・帰宅時の安全確保に関する情報を共有しているか。
- 5. 児童の出欠席について、保護者からの連絡をあらかじめ確認しているか。
- 6. 児童が保護者からの連絡なく欠席した場合や、来所が遅れた場合には、学校、保護者と連絡を取り合い、速やかに状況を把握して適切に対応しているか。
- 7. 児童の所在を把握できないときや、不審者情報等の連絡が入ったときには、必要な手立てを迅速に講じられるように、対応策をあらかじめ検討し、共通理解を図っているか。
- 8. 緊急時に保護者や放課後児童クラブの運営主体、自治体の担当部署、地域組織や児童に関わる関係機関と連絡を取り合うことができるよう、連絡先の一覧を作成する等、適切な体制を整えているか。

- 9. 放課後児童支援員等は、児童一人ひとりの状況を踏まえて、児童が自ら危険を予測し回避できる力を身につけられるよう、援助を行っているか。
- 10. 放課後児童支援員等は、児童の来所・帰宅経路や児童が一人で歩く「1人区間」の状況、「子供110番の家」の所在地等を把握しているか。
- 11. 放課後児童支援員等は、児童と一緒に歩きながら、来所・帰宅経路の確認と安全点検を行っているか。
- 12. 放課後児童支援員等が児童と一緒に「子供110番の家」等を実際に訪問して、児童自身が安全な場所として理解する取組をしているか。
- 13. 緊急連絡先として、保護者や保護者以外の連絡先を把握しているか。
- 14. 放課後児童クラブ等の周辺の地理的条件や交通事情等、児童の生活環境を日頃から把握しているか。

2 放課後児童クラブが保護者・児童へ伝える点検項目

- 1. 保護者に対して、放課後児童クラブに出欠席の連絡をすることを伝えているか。
- 2. 保護者が児童と一緒に来所・帰宅経路の安全確認を行うように伝えているか。

- 3. 保護者に対して、自宅周辺の「1人区間」の状況や「子供110番の家」の所在地等について、児童と確認することを伝えているか。
- 4. 児童がとるべき安全対策として、「行き帰りは友達と一緒に」「保護者と決めた同じ経路を通して帰る」「見知らぬ人からの声かけや誘いにはのらない」等について、児童に伝えているか。
- 5. 児童がとるべき安全対策として、危険を感じたらすぐにその場から逃げ、近くの大人や民家、商店等に助けを求めるよう児童に伝えているか。
- 6. 児童がとるべき安全対策について、家庭でも繰り返し指導し、児童自身がそのことを身につけることを促すように保護者に伝えているか。
- 7. 児童が一人で帰宅することについて、児童や保護者に不安がある場合は、保護者による迎えや近所の保護者同士での協力、ファミリー・サポート・センター及びシルバー人材センター等を活用した迎え等を行い、児童の安全を確保するよう保護者に伝えているか。

3 放課後児童クラブが学校と連携して行う点検項目

- 1. 児童の来所・帰宅時の安全確保等に関する計画及びマニュアルの内容について、学校と共有しているか。
- 2. 毎日の下校時刻を把握できるように学校と情報を共有しているか。
- 3. 特別な事情で下校が遅れるときや、来所・帰宅時の緊急的な情報について、学校と共有できる体制があるか。
- 4. 学校と協力し、「1人区間」等の危険箇所を把握し情報を共有した上で、来所・帰宅経路の安全点検を行っているか。

できていますか？

衛生的な手洗い



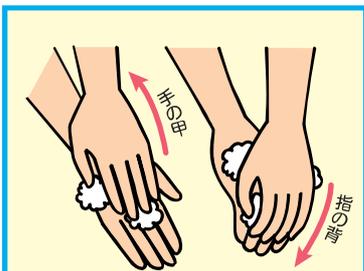
1 流水で手を洗う



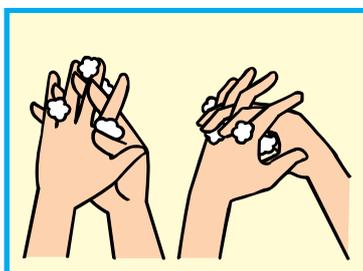
2 洗剤を手取る



3 手のひら、指の腹面を洗う



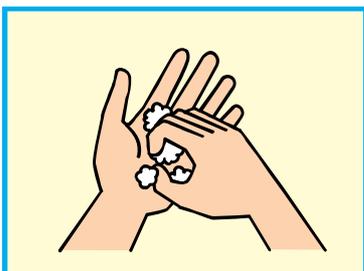
4 手の甲、指の背を洗う



5 指の間(側面)、指の付け根を洗う



6 親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う



7 指先を洗う



8 手首を洗う(内側・側面・外側)



9 洗剤を十分な流水でよく洗い流す



10 手をふき乾燥させる



11 アルコールによる消毒

2度洗いが効果的です!

2~9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

咳エチケット違反してませんか？

咳やくしゃみを手でおさえる



咳やくしゃみを手でおさえると、その手にウイルスが付着します。ドアノブなどを介して他の人に病気をうつす可能性があります。

何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみをするとき、しぶきが2mほど飛びます。しぶきには病原体が含まれている可能性があります。他の人に病気をうつす可能性があります。

他人への感染を防ぐため、咳エチケットを行いましょう。

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



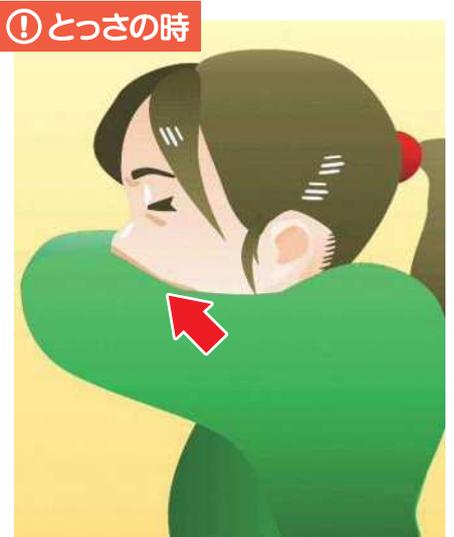
① マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

鼻から顎までを覆い、隙間がないようにつけましょう。



② ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

ティッシュ:使ったらすぐにゴミ箱に捨てましょう。
ハンカチ:使ったらなるべく早く洗いましょう。



③ 袖で口・鼻を覆う

マスクやティッシュ・ハンカチが使えない時は、袖や上着の内側で口・鼻を覆いましょう。

こまめに手を洗うことでも病原体が拡がらないようにすることができます。

咳エチケット解説

厚生労働省 咳エチケット



バーコード読み取り機能付き携帯電話もしくはスマートフォンでご利用になれます。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
© 談山創・講談社 / 「進撃の巨人」製作委員会

冬は特にご注意！

ノロウイルス

による

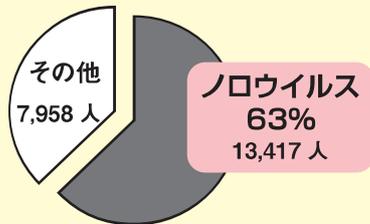
食中毒

食中毒は夏だけではありません。
ウイルスによる食中毒が
冬に 多発しています!!!

データでみると

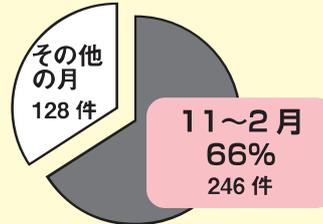
ノロウイルスによる食中毒は、

◆患者数で第1位



原因別の食中毒患者数（年間）

◆冬期に多い



ノロウイルス食中毒の発生時期別の件数（年間）

◆大規模な食中毒になりやすい



食中毒1件あたりの患者数

※出典：食中毒統計（平成24～28年の平均。病因物質が判明している食中毒に限る）

ノロウイルスによる食中毒予防のポイント

調理する人の

健康管理

- 普段から感染しないように食べものや家族の健康状態に注意する。
- 症状があるときは、食品を直接取扱う作業をしない。
- 毎日作業開始前に調理従事者の健康状態を確認し、責任者に報告する仕組みをつくる。

作業前などの

手洗い

- 洗うタイミングは、
 - ◎ トイレに行ったあと
 - ◎ 調理施設に入る前
 - ◎ 料理の盛付けの前
 - ◎ 次の調理作業に入る前
 - ◎ 手袋を着用する前
- 汚れの残りやすいところを
ていねいに
 - ◎ 指先、指の間、爪の間
 - ◎ 親指の周り
 - ◎ 手首、手の甲

調理器具の

消毒

洗剤などで十分に洗浄し、熱湯で加熱する方法又はこれと同等の効果を有する方法で消毒する。

詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「ノロウイルスに関するQ&A」をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>

ノロウイルスQ&A

検索



厚生労働省

ノロウイルスの感染を広げないために

食器・環境・リネン類などの

消毒

- 感染者が使ったり、おう吐物が付いたものは、他のものと分けて洗浄・消毒します。
- 食器等は、食後すぐ、厨房に戻す前に塩素消毒液に十分浸し、消毒します。
- カーテン、衣類、ドアノブなども塩素消毒液などで消毒します。
 - 次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食性があります。金属部（ドアノブなど）消毒後は十分に薬剤を拭き取りましょう。
- 洗濯するときは、洗剤を入れた水の中で静かにもみ洗いし、十分すすぎます。
 - 85℃で1分間以上の熱水洗濯や、塩素消毒液による消毒が有効です。
 - 高温の乾燥機などを使用すると、殺菌効果は高まります。

おう吐物などの

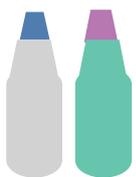
処理

- 患者のおう吐物やおむつなどは、次のような方法で、すみやかに処理し、二次感染を防止しましょう。ノロウイルスは、乾燥すると空中に漂い、口に入って感染することがあります。
 - 使い捨てのマスクやガウン、手袋などを着用します。
 - ペーパータオル等（市販される凝固剤等を使用することも可能）で静かに拭き取り、塩素消毒後、水拭きをします。
 - 拭き取ったおう吐物や手袋等は、ビニール袋に密閉して廃棄します。その際、できればビニール袋の中で1000ppmの塩素消毒液に浸します。
 - しびきなどを吸い込まないようにします。
 - 終わったら、ていねいに手を洗います。

塩素消毒の方法

次亜塩素酸ナトリウムを水で薄めて「塩素消毒液」を作ります。なお、家庭用の次亜塩素酸ナトリウムを含む塩素系漂白剤でも代用できます。

*濃度によって効果が異なりますので、正しく計りましょう。



	食器、カーテンなどの消毒や拭き取り 200ppmの濃度の塩素消毒液		おう吐物などの廃棄 (袋の中で廃棄物を浸す) 1000ppmの濃度の塩素消毒液	
	液の量	水の量	液の量	水の量
製品の濃度				
12%	5ml	3L	25ml	3L
6%	10ml	3L	50ml	3L
1%	60ml	3L	300ml	3L



- ▶ 製品ごとに濃度が異なるので、表示をしっかりと確認しましょう。
- ▶ 次亜塩素酸ナトリウムは使用期限内のものを使用してください。
- ▶ おう吐物などの酸性のものに直接原液をかけると、有毒ガスが発生することがありますので、必ず「使用上の注意」をよく確認してから使用してください。
- ▶ 消毒液を保管しなければならない場合は、消毒液の入った容器は、誤って飲むことがないように、消毒液であることをはっきりと明記して保管しましょう。

ノロウイルスによる感染について

感染経路	症状
<p><食品からの感染></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 感染した人が調理などをして汚染された食品 ● ウイルスの蓄積した、加熱不十分な二枚貝など <p><人からの感染></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 患者のふん便やおう吐物からの二次感染 ● 家庭や施設内などでの飛沫などによる感染 	<p><潜伏時間></p> <p>感染から発症まで24～48時間</p> <p><主な症状></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 吐き気、おう吐、下痢、腹痛、微熱が1～2日続く。感染しても症状のない場合や、軽い風邪のような症状のこともある。 ● 乳幼児や高齢者は、おう吐物を吸い込むことによる肺炎や窒息にも要注意。

熱中症予防のために

暑さを避ける

室内では・・・

- ▶ 扇風機やエアコンで温度を調節
- ▶ 遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用
- ▶ 室温をこまめに確認
- ▶ WBGT値※も参考に

外出時には・・・

- ▶ 日傘や帽子の着用
- ▶ 日陰の利用、こまめな休憩
- ▶ 天気のよい日は、日中の外出をできるだけ控える

からだの蓄熱を避けるために

- ▶ 通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
- ▶ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

※WBGT値：気温、湿度、輻射（放射）熱から算出される暑さの指数
運動や作業の度合いに応じた基準値が定められています。
環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）に、観測値と予想値が掲載されています。

こまめに水分を補給する

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じなくても、こまめに水分・塩分、経口補水液※などを補給する

※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく室内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。



熱中症の症状

- めまい、立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のこむら返り、気分が悪い
 - 頭痛、吐き気、嘔吐、倦怠感、虚脱感、いつもと様子が違う
- 重症になると、
- 返事がおかしい、意識消失、けいれん、からだが熱い

詳しくは、厚生労働省ホームページ「熱中症関連情報」をご覧ください。

厚生労働省 熱中症

検索



厚生労働省

熱中症が疑われる人を見かけたら

涼しい場所へ

エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など、涼しい場所へ避難させる

からだを冷やす

衣服をゆるめ、からだを冷やす

(特に、首の回り、脇の下、足の付け根など)

水分補給

水分・塩分、経口補水液※などを補給する

※ 水に食塩とブドウ糖を溶かしたもの



自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう！

<ご注意>

暑さの感じ方は、人によって異なります

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。体調の変化に気をつけましょう。

高齢者や子ども、障害者・障害児は、特に注意が必要です

- ・熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対するからだの調整機能も低下しているため、注意が必要です。
- ・子どもは体温の調節能力がまだ十分に発達していないので、気を配る必要があります。
- ・のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分補給しましょう。暑さを感じなくても室温や外気温を測定し、扇風機やエアコンを使って温度調整するよう心がけましょう。

節電を意識するあまり、熱中症予防を忘れないようご注意ください

気温や湿度の高い日には、無理な節電はせず、適度に扇風機やエアコンを使いましょう。

熱中症についての情報はこちら

▷ 厚生労働省

熱中症関連情報 [施策紹介、熱中症予防リーフレット、熱中症診療ガイドラインなど]

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/

「健康のため水を飲もう」推進運動

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/nomou/>

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン [職場における熱中症予防対策]

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

▷ 環境省

熱中症予防情報 [暑さ指数 (WBGT) 予報、熱中症環境保健マニュアル、熱中症予防リーフレットなど]

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

▷ 気象庁

熱中症から身を守るために [気温の予測情報、天気予報など]

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

異常天候早期警戒情報

<http://www.jma.go.jp/jp/soukei/>

▷ 消防庁

熱中症情報 [熱中症による救急搬送の状況など]

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

第3章 異物に対する救命手当

【異物による窒息の防止】

窒息による死亡を減らすために一番大切な事は、予防することです。

子供の心停止の主な原因の1つに窒息があります。また、飲み込む力が弱った高齢者には、食べ物を細かくきざむなどの工夫をして食べさせるようにしましょう。

【窒息の発見】

適切な処置の第一歩は、窒息を周りの人が**すばやく発見**するところから始まります。

苦しそう、顔色が悪い、声が出せないなどの症状がある場合は、窒息しているかも知れません。親指と人差し指で喉をつかむ仕草は「窒息のサイン」（写真36）です。高齢者、乳児の食事時、お餅を食べているときなど注意してください。



写真 36

【異物の除去：1歳以上（反応がある場合）】

まず最初に、119番通報を依頼します。

咳をすることが可能であれば、できるだけ傷病者に咳を続けさせます。意識のある人であれば、咳によって排出することが最も効果的です。

咳ができない場合は、以下の二つの方法を数回ずつ繰り返し、異物が取れるか、反応がなくなるまで異物除去を試みます。

1 腹部突き上げ法（ハイムリック法、写真37）

- 椅子や床に座らせて下さい。
- 相手の背中にまわり、両手を相手の脇の下からヘソのやや上にまわします。
- 片方の手で握り拳をつくり、ヘソのやや上に押し当ててください。もう片方の手を添えて、素早く自分の胸の方向にしぼるように引き上げます。



写真 37

～注意事項～

- この方法は、妊婦や高度な肥満者、1歳未満の乳児に行ってはいけません。
- 腹部突き上げ法（ハイムリック法）は、内臓を痛める可能性があるため、行った場合は、救急隊に伝えるか、医師の診察を受けてください。

2 はいぶこうだほう 背部叩打法（写真 38）

- ・ 傷病者を前かがみにするか、椅子の上に腹ばいにさせて、頭部が低くなる姿勢にします。
- ・ 手の平（手の付け根に近い部分）で肩甲骨の間を何回も力強くたたきます。



写真 38

【異物の除去：1歳未満（反応がある場合）】

苦しそうで顔色が悪く、泣き声も出さないときは気道異物による窒息を疑い、窒息と判断した場合は、ただちに 119 番通報を依頼し、以下の対応を開始します。

反応がある間は、背部叩打法と胸部突き上げ法を実施します（成人と異なり、腹部突き上げ法（ハイムリック法）を行ってはいけません）。

1 はいぶこうだほう 背部叩打法（写真 39）

- ・ 片腕の上に腹ばいにさせ、頭部が低くなるような姿勢にし、あごを手にのせた後、突き出すようにします。
- ・ もう一方の手の付け根で背中の中を力強く数回連続してたたきます。



写真 39

2 胸部突き上げ法（写真 40）

- ・ 片方の腕に乳児の背中を乗せます。
- ・ 手のひら全体で後頭部をしっかり持ちます。
- ・ 頭が下がるように仰向けにします。
- ・ もう一方の手の指2本で、胸の真ん中を強く数回連続して圧迫します（心肺蘇生の胸骨圧迫を腕に乳児を乗せて行う要領です）。



写真 40

数回ずつ背部叩打と胸部突き上げを交互に行い、異物が取れるか反応がなくなるまで続けます。反応がなくなった場合は、ただちに心肺蘇生の手順を開始します。

【異物の除去（反応がない場合）】

傷病者がぐったりして反応がなくなった場合は、心肺蘇生の手順を開始します。

- ・ まだ通報していなければ 119 番通報を行い、AEDの手配をして心肺蘇生を開始します。
- ・ 心肺蘇生を行っている途中で異物が見えた場合は、それを取り除きます。
- ・ 異物が見えない場合は、口の中に指を入れて探らないでください。
- ・ 異物を探すために、胸骨圧迫を長く中断しないでください。

新型コロナ
ウイルス

感染拡大防止へのご協力をお願いします

感染力が強い**変異株**にも、基本的な感染予防策が有効です。

「マスクの着用」や「手洗い」、「3密(密接・密集・密閉)回避」などを徹底してください。



正しく使おう マスク!



- 1 鼻の形に合わせ
すき間をふさぐ
- 2 あご下まで伸ばし顔に
すき間なくフィットさせる

**会話時は
必ず着用!**

ポイント

- ・鼻出しマスク× あごマスク×
- ・着けたら外側は触らない
- ・ひもを持って着脱
- ・品質の確かな、できれば不織布を



こまめにしよう

手洗い・手指消毒!

こんなタイミングでは必ず!

- ・共用物に触った後
- ・食事の前後
- ・公共交通機関の利用後 など

ポイント



指先・爪の間・指の間や手首も
忘れずに洗いましょう!



目指そう ゼロ密!

一つの密でも避けましょう!!



密接

マスクなし× 大声×



密集

大人数× 近距離×



密閉

換気が悪い× 狭い所×

